

「住み慣れた地域で暮らし続けたい！」を応援する

総合事業のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により、要支援1・2の方の訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が、糸魚川市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）へ移行します。生活する上で何か困ることが出てきたら、介護に関するサービスの利用を検討しましょう。

総合事業の対象者となる方

1 要支援1・2の方

※現在要支援認定をお持ちの方は平成28年4月1日以降に更新になる方から順次総合事業に移行します



2 基本チェックリストで対象者と判断された方

介護に関するサービス利用の手順

相談する

市町村の窓口で相談します。
希望するサービスがあれば伝えます。

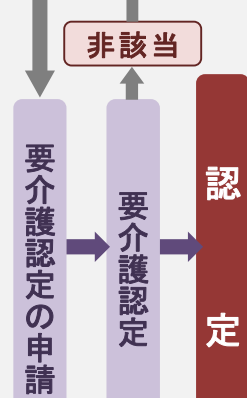
基本チェックリスト

25の質問事項で、日常に必要な機能が低下していないかを調べます

介護予防・生活支援サービス事業対象者

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業



要支援

要支援1・2

介護予防サービス
を利用できます

要介護

要介護1～5

介護サービス
を利用できます

一般介護予防事業

対象：65歳以上の全ての方

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業を合わせて「総合事業」とよびます。



※各事業の詳細は裏面をご覧ください。

※現在、訪問介護・通所介護を利用されている方で、引き続き支援が必要と判断された方は、今まで通りのサービスを利用することができます。

総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを行います。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 現行相当サービス
予防訪問介護と同等内容のホームヘルプサービスを提供します。



- 訪問機能訓練
リハビリ等の専門職が自宅を訪問し、運動指導や生活機能向上のための指導を行います。



- 基準緩和型サービス

45分未満の生活家事支援を指定業者や自立生活サポーターが提供します。



通所型サービス

- 通所介護（デイサービス）

予防通所介護と同等内容のデイサービスを提供します。



- 基準緩和型サービス

2～4時間程度のサービスを指定事業所や自立生活サポーターが提供します。（内容は事業所ごと）



- 短期集中通所リハビリ

筋トレ機器による運動を行い、運動器の機能向上を図ります。



一般介護予防事業

- ころばん塾

転倒、骨折を予防するために、保健センターや公民館で月3回、運動指導員やリハビリの専門家による指導で予防体操を行います。



生活上の困りごとは、お近くの地域包括支援センターへご相談ください

糸魚川総合病院地域包括支援センター

電話 553-1221

浦本、下早川、上早川、大和川地区の方

地域包括支援センターみやまの里

電話 550-6525

大野、根知、小滝、今井、一の宮、新鉄、上刈地区の方

地域包括支援センターよしだ

電話 550-1788

西海、押上、寺町、京ヶ峰、清崎、蓮台寺、中央、大町、緑町、本町、横町、寺島地区の方

能生地域包括支援センター

電話 561-4180

能生地域の方

地域包括支援センターおうみ

電話 562-3500

青海地域の方